

委託業務仕様書

1. 業務の名称

木曾川こどもひろば 2025 イベント企画運営委託業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和7年11月14日（金）まで

3. 委託業務の目的

木曾川中流域（岐阜県美濃加茂市・可児市・各務原市・坂祝町、愛知県犬山市エリア）の自然や歴史、文化、生活を観光資源として活用し、「にぎわい創出」による国内外からの観光誘客及び観光消費額の拡大を図る目的の「木曾川中流域観光振興協議会」主催事業である「日本ライン・KISOGAWA River to Summit 2025」の一環として、木曾川沿いの公園でこどもたちに楽しさを感じてもらうイベント「木曾川こどもひろば」を開催する。当業務は木曾川の自然や歴史に親しむ交流の拠点となる、木曾川左岸遊歩道沿いの公園である日特スパークテックWKS（ワークス）パークの立地を生かし、こどもたちが自然・音楽・食を体感できるイベントの実施を目的とする。

4. 木曾川こどもひろばの概要

- (1) 開催期間：令和7年10月26日（日）10：00～16：00（予定） ※少雨決行
※同日開催予定である「日本ライン・KISOGAWA River to Summit2025」の開催に併せて行うこととする。（ただし、当イベントは日曜のみ開催予定）
- (2) 開催場所：日特スパークテックWKS（ワークス）パーク
- (3) 入 場 料：無料
- (4) 主 催 者：可児市
協 力：木曾川中流域観光振興協議会
- (5) テ ー マ：ふれあいの木曾川へ大集合！
- (6) 開催内容：①気球搭乗体験企画
②飲食ブース
③木曾川渡し場遊歩道（かぐや姫の散歩道）を活用した企画
④ギター体験ワークショップ
⑤地元団体のブース出展
⑥地元企業のブース出展
⑦可児市観光 PR ブースの出展
⑧他市町村団体によるパフォーマンス企画

- ⑨ミニ SL 運行
- ⑩チャンバラ合戦-戦 IKUSA
- ⑪地元マルシェ団体による出展

5. 委託業務の内容

・委託業務内容表

○：受託者が行う業務 —：発注者が行う業務

	契 約	支 払	企 画	運 営	設営撤去	レイアウト
① 気球搭乗体験企画	○	○	○	○	○	○
② 飲食ブース	○	○	○	○	○	○
③ 木曽川渡し場遊歩道（かぐや姫の散歩道）を活用した企画	○	○	○	○	○	○
④ ギター体験ワークショップ	—	—	—	—	○	○
⑤ 地元団体のブース出展	—	—	—	—	○	○
⑥ 地元企業のブース出展	—	—	—	—	○	○
⑦ 可児市観光 PR ブースの出展	—	—	—	—	○	○
⑧ 他市町村団体によるパフォーマンス企画	—	○	—	—	○	○
⑨ ミニ SL 運行	—	○	—	—	—	○
⑩ チャンバラ合戦-戦 IKUSA	—	—	—	—	○	○
⑪ 地元マルシェ団体による出展	—	—	—	—	—	○

- 契約：業務に必要な契約を行うこと。
- 支払：業務に必要な支払を行うこと。(依頼者への費用等)
- 企画：企画内容全般の提案をすること。
- 運営：企画の運営、スタッフの配置を行うこと。
- 設営・撤去：テント・机・椅子などの手配、運搬、設営、撤去を行うこと。
- レイアウト：会場内レイアウトについて、該当企画の配置場所を提案すること。

(1) 木曾川こどもひろばの開催

①気球搭乗体験企画について

実施日時：10月26日(日)10:00~15:00(予定)

※開催時間は変更となる場合がある。

※荒天の場合は中止

実施場所：日特スパークテックWKS(ワークス)パークグラウンド内

実施内容：気球に搭乗し、参加者が空から木曾川を眺められる体験コンテンツを実施する。

必須事項：企画で使用する気球やその他必要な機材などについては受注者が用意し、搬入出、企画、運営、設営撤去を委託業務の対象とする。

：スタッフについて、受付や気球サポート等を含め、イベント中は常時稼働ができるよう配置すること。(休憩要員も含む)

：参加者に対して、待機列を極力発生させないための運営方法を提案し、円滑な業務遂行を心掛けること。

：気球搭乗体験が荒天で中止の際、気球を活用した代替企画を実施すること。

：参加人数は250人から350人程度とすること。

②飲食ブースについて

実施日：10月26日(日)10:00~16:00(予定)

実施場所：日特スパークテックWKS(ワークス)パーク内

実施内容：可児市特産物の里芋をはじめとした、芋をテーマとした飲食フェスタ形式の企画を実施すること。

必須事項：当事業に係る業務は出店事業者の選定及び調整、ブース設営撤去、会場装飾、保健所・消防署への申請等を委託対象とする。

：出店事業者は、可児市観光協会会員や市内飲食店を中心に10店舗以上選定すること。

- : 1店舗につき1メニューは「芋」（さつまいも、じゃがいもなどでも可）を使用した商品を提供すること。ただし、可児市の特性を生かし、里芋を使ったメインメニューを扱う事業者を2店舗以上選定すること。
- : 2間×3間テント5張以上（出店者用）、を手配し10月26日（日）午前9時までに設営すること。なお、テント幕は、横幕（4方囲い）、仕切り幕付き、ウェイト付きとすること。
- : ブースはテントの半分を1ブースとし、必要に応じて机及び椅子も併せて設営すること。
- : ブースの装飾については、芋を訴求するイメージかつフェスのようなデザインとすること。
- : 参加者が利用できる飲食スペースを用意すること。
- : ブースのレイアウトについて、出店位置及び飲食スペースを提案すること。

③木曾川渡し場遊歩道（かぐや姫の散歩道）を活用した企画について

実施日：10月26日（日）10：00～16：00（予定）

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：木曾川渡し場遊歩道（かぐや姫の散歩道）の魅力を広くPRするための参加者が楽しめる参加型企画を実施すること。

必須事項：来場した親子など参加者を対象とした、参加型企画を提案すること。

- : 参加者が「かぐや姫の散歩道」を散策できる仕組みにすること。
- : 提案企画により、企画ブースを設ける場合はテント等の搬入出、設営撤去を行うこと。また、その場合は会場レイアウトに当企画ブースを取り入れて提案すること。

④ギター体験ワークショップについて

実施日時：10月26日（日）10：00～16：00（予定）

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：株式会社ヤイリギターによるワークショップを実施する。

- : 企画、運営は可児市が株式会社ヤイリギターに依頼し実施する。

必須事項：企画に必要なテント（2張）、机（6脚）及び椅子（32脚）の搬入出、設営撤去を行うこと。

- : 会場レイアウト時の参考とすること。
- : ブース出展料は無料とすること。

⑤地元団体のブース出展について

実施日：10月26日（日）10：00～16：00（予定）

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：地元団体の木曾川渡りヴェールによる出展ブースを展開する。

必須事項：企画、運営は可児市が木曾川渡りヴェールに依頼し実施する。

：企画に必要なテント（1張）、机（4脚）及び椅子（16脚）の搬入出、設営撤去を行うこと。

：会場レイアウト時の参考とすること。

：ブース出展料は無料とすること。

⑥地元企業のブース出展について

実施日：10月26日（日）10：00～16：00（予定）

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：日特スパークテック WKS による出展ブースを展開する。

必須事項：企画、運営は可児市が日特スパークテック WKS に委託し実施する。

：企画に必要なテント（1張）、机（4脚）及び椅子（16脚）の搬入出、設営撤去を行うこと。

：会場レイアウト時の参考とすること。

：ブース出展料は無料とすること。

⑦可児市観光 PR ブースの出展

実施日時：10月26日（日）10：00～16：00（予定）

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：可児市観光 PR ブースを展開する。

必須事項：企画、運営は発注者が行う。

：企画に必要なテント（1張）、机（4脚）及び椅子（16脚）の搬入出、設営撤去を行うこと。

：会場レイアウト時の参考とすること。

⑧他市町村団体によるパフォーマンス企画について

実施日：10月26日（日）10：00～16：00（予定）

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：他市町村団体によるパフォーマンス企画を実施する。

必須事項：企画、運営は可児市が他市町村団体に依頼し実施する。

：依頼者の選定や交渉等は発注者が実施するが、依頼者への費用（交通費、報酬、運搬費含む）は、50 千円（税込）を上限として受託者が支払うこと。ただし、その内訳については市と協議の上、決定すること。

：会場レイアウト時の参考とすること。

⑨ミニ SL 運行について

実施日時：10 月 26 日（日）10：00～16：00（予定）

※実施時間は変更となる場合がある。

※荒天の場合は中止

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク 西駐車場内

実施内容：ファミリー層からの訴求力が高いミニ SL 体験を実施し、特に子ども達がこの体験を通し、「思い出深いイベント」として市全体の愛着へとつなげることを目的とする。

必須事項：依頼者の選定や交渉等は発注者が実施するが、依頼者への費用（交通費、報酬、運搬費含む）は、300 千円（税込）を上限として受託者が支払うこと。ただし、その内訳については市と協議の上、決定すること。

⑩チャンバラ合戦-戦 IKUSA について

実施日時：10 月 26 日（日）10：00～16：00（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：ボランティアによるチャンバラ合戦を実施する。

必須事項：運営管理はすべて可児市がボランティアに委託し実施する。

：ボランティア団体への委託、契約、支払いについては発注者で行う。

：企画に必要なテント（1 張）、机（2 脚）及び椅子（4 脚）の搬入出、設営撤去を行うこと。また、テント内に市の備品である机、椅子の運搬及び設営撤去を行うこと。

：会場レイアウト時の参考とすること。

⑫ 地元マルシェ団体による出展について

実施日時：10 月 26 日（日）10：00～16：00（予定）

実施場所：日特スパークテック WKS（ワークス）パーク内

実施内容：地元マルシェ団体によるマルシェブースを展開する。

必須事項：企画、運営は可児市が地元マルシェ団体に依頼し、実施する。

：会場レイアウト時の参考とすること。

：ブース出展料は無料とすること。

(2) 制作業務

別添資料①(会場写真)を参考に、イベント当日の会場装飾及び設置物のデザイン、レイアウトを提案すること。また、設置物・装飾品等制作物を制作し10月25日(土)までに設営し、10月26日(日)イベント終了後に撤去すること。

○必須制作物一覧

a.会場メイン看板(1枚以上)

会場入り口等に設置する立て看板を制作すること。

b.会場案内サイン(10枚程度)

来場者が会場内で混乱しないように各ブース案内、会場図などを示した自立式パネル看板を制作すること。

留意事項：制作物について、木曽川隣接でのイベント・こどもがターゲットのイベントを意識し、川や音楽、ふれあい等を彷彿とさせるデザインとすること。

(3) 広報・PR業務

多くの方が興味を持ち、集客を促すPR効果の高いチラシ(A4サイズ、両面カラー、コート73kg、10,000枚)を作成すること(デザイン企画含む)。

チラシは、契約日から令和7年8月27日(水)までに市観光課へ納品すること。

チラシ等に掲載する内容は、発注者と協議の上決定すること。

(4) 本業務に係る留意事項

①イベントの開催内容を変更する場合がある。常時、市より情報共有を行う。

②イベントに係る装飾のデザインについては、受託者から提案の上、市と協議して決定すること。

③会場の使用料は無料とする。

④各制作物や広告素材について校正を2回以上行うこと。

⑤すべてのテント設営などの準備に関しては、10月26日(日)午前9時までに完了すること。

⑥イベント終了後は、原状回復すること。

⑦会場の撤去に関しては10月26日(日)午後7時までに完了すること。

- ⑧出展者や運営スタッフのための運営マニュアルを制作すること。
- ⑨業務内容と会場写真（別添資料①）を参考にイベントレイアウトを提案すること。

6. 業務の実施体制

総括責任者1名のほか、必要な実務担当者を配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。また、業務受託期間中は、市と緊密な連絡・運営体制を構築すること。

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施体制表、事業計画、業務スケジュール表等）及び連絡体制（緊急時含む）を作成し市に提出すること。また、事業の進捗状況を適宜市に報告する等、市との連絡を密に行うこと。

7. 業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後遅滞なく、委託業務完了届及び事業実績報告書を提出すること。

記録物は電子データ（DVD等）にて市へ提出すること。また、本事業で製作した成果物のデータは、PDF形式及び編集可能な形式（Adobe Illustrator等）にて納品すること。

8. 著作権等に関すること

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

9. 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

（3）個人情報保護の保護・機密の保持

受託者及び業務従事者は、可児市個人情報保護条例（平成11年12月28日条例第23号）を遵守するとともに、業務上知り得た情報を適正に管理し、漏洩、滅失、毀損してはならない。また、契約終了後も同様とする。

（4）立入検査等

市は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を

行うことができる。

- (5) 設営・撤去時及びイベント実施時において、通常の日特スパークテック WKS（ワークス）パーク利用者への配慮を多分に行い、また、来場者の安全を第一に運営を行うこと。

10. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等（感染症拡大に伴うものを含む）、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

11. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

12. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたっては、市や関係団体等と十分に協議した上で行うこと。